

6学振第682-4号
令和6年6月28日

一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会
会長 様

愛知県県民文化局長

愛知県学校法人等の寄附行為認可等に関する審査基準の一部改正に
ついて（通知）

この度、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の公布に伴い、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（令和6年文部科学省告示第64号）が令和6年6月21日に公布されました。

これを受け、愛知県学校法人等の寄附行為認可等に関する審査基準（以下、「愛知県審査基準」という。）の役員等に関する規定（第3条）について、下記のとおり改正しますので、御承知ください。

記

1 改正の概要

- (1) 改正法による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「改正私立学校法」という。）において、理事及び監事の資格が規定されたことから、重複を避けるため、理事及び監事の資格に係る規定を削除する。（愛知県審査基準第3条第1項）
- (2) 理事長に関する規定について、文部科学省の改正後の学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第1の4（2）と記載を統一する。（愛知県審査基準第3条第3項）
- (3) 改正私立学校法においては、理事と評議員の兼任が認められないこと、設立当初の評議員は寄附行為をもって定めるとされたことから、「理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること」との規定を削除する。（愛知県審査基準第3条第5項）

2 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり。

3 施行期日について

私立学校法の改正と同じく、令和7年4月1日から施行する。

担 当 学事振興課私学振興室
認可グループ
電 話 052-954-6188（タ^oイヤルン）
メー ル shigaku@pref.aichi.lg.jp